

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準
(会議室、展示室、スタジオ、和室、六角堂広場)」

- 1 新型コロナウイルス感染防止のため、最大使用人数の目安を別途定める。
- 2 使用者が講ずる新型コロナウイルス感染防止策は次の各号のとおりとする。

(1) マスクの着用

使用者は、使用者を含め、参加者、スタッフ、催事に携わる事業者、出演者等の全ての関係者（以下「参加者等」という。）にマスクの着用を徹底させること。また、持参していない者に対しては、使用者が準備し、配布すること。

(2) 参加者等の体調の把握、入場制限

使用者は、参加者等に、来場前の検温を要請するとともに、体調不良者については、使用者の責任において使用施設への入場、参加、出演を断ることを事前に周知すること。また、参加者等の使用施設への入場の際にも、体調を把握（検温、咳等の症状の有無等）し、適切な対応をとること。なお、入場や参加を制限した場合の払い戻し措置等についても規定しておくこと。

高齢者や基礎疾患がある人、妊婦等の重症化リスクが高い人の来場を把握し、適切な対応をとること。

(3) 手指の消毒

使用者は、使用施設の入り口に手指消毒液を設置し、入退場時には参加者等に手指消毒を徹底すること。

また、必要に応じてスタッフや施設に出入りする関係者に手袋を着用させること。

(4) 「3密（密集、密接、密閉）」対策

入退場時、催事前後や休憩時間の待合所、トイレ等について、人と人との十分な間隔（最低1m）を確保する措置を講ずること。

催事開催中や休憩時間、イベント前後の飲食については、人と人との距離の確保と会話の抑制などの防止策を講ずること。

講師や演者が大声で発声する場合は、演台や舞台から参加者・観客までの距離を2m以上確保すること。

その他、催事の内容に応じて3密（密集、密接、密閉）にならないように適切な対応をとること。

(催事前後・休憩時)

- ・六角堂広場は、不特定の者が自由に出入りできないように会場を区切り、必要に応じて誘導員を配置し、会場付近で人が滞留しないよう呼びかけること。
- ・入場時のチケットのもぎりを行う際は手袋を着用し、パンフレット等は手渡しで配布をしないなど、人との接触を避けるための対策を講ずること。
- ・催事や会議の前後及び休憩中にドアを開放するなど会場内の換気を行うこと。

(催事中)

- ・会場内における会話や大声での発声は控えるよう周知すること。

(スタッフ・出演者の対策)

- ・機材や備品、用具等のこまめな消毒を行うこと。特にマイクは使用ごとに、消毒又は交換に努めること。
- ・大声を発声する場合は、人との間隔を十分確保すること。
- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、3密（密集、密接、密閉）防止に努めること。

(5) 物販・展示などの配慮

対面で販売を行う場合などは、ビニールカーテン等で購買者との間を遮蔽するなどの飛沫感染防止策を講ずること。物販、展示の際は、購買者等が密集しないように十分な間隔を確保するとともに、多くの人に触れる見本品はこまめに消毒等の管理をすること。

(6) 参加者等の把握

新型コロナウイルス感染拡大防止や感染経路の確認に使用することを目的に、参加者等の住所、氏名、連絡先を把握・管理すること。なお、参加者等の同意や個人情報の管理については、関係法令を遵守し、使用者が責任をもって行うこと。

(7) 参加者等に陽性患者が発生した場合

使用者は、参加者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合は、久留米市の求めに応じて参加者等の名簿の提出を行うとともに、久留米市保健所・医療機関等へ協力を行うこと。

(8) 事前の周知

使用者は参加者等に対して、これらの新型コロナウイルス感染防止策を講じることを周知するとともに、接触確認アプリ（COCOA）の周知に努めること。

また、参加者等に向けて、催事前後の交通機関や飲食店等で、3密（密集、密接、密閉）回避の行動をとるよう注意喚起すること。

(9) その他

この基準に定めるもののほか、国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策に関する方針や催物の開催制限等の方針、公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等、該当する業種別ガイドラインを遵守すること。

また、これらの新型コロナウイルス感染防止策基準、方針等が、新型コロナウイルスの感染状況に応じて改正された場合は、使用者の責任と負担において、改正後の内容を遵守すること。

(10) 誓約書の提出

使用者はこれらの新型コロナウイルス感染防止策基準を熟知し、「新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書」を市に提出すること。

附 則（令和 2 年 5 月 25 日 2 プ施運第 25 号）

- 1 本基準は、久留米シティプラザ条例第 3 条第 4 号から第 8 号に定める施設使用に適用する。
- 2 本基準は、令和 2 年 5 月 25 日以降の施設使用から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 プ施運第 40 号）

- 1 本基準は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 18 日 2 プ施運第 105 号）

- 1 本基準は、令和 2 年 9 月 19 日から施行する。